

有効期間 5 年（令和 8 年 12 月 31 日まで）

令和 3 年 12 月 23 日

各 部 長 ・ 参 事 官  
各 所 属 長 様

生 活 安 全 部 長  
（生活安全総務課）

広島県警察子ども見守りカメラシステム運用要綱の制定について（通達）

広島県警察子ども見守りカメラシステムについては、「広島県警察子ども見守りカメラシステム運用要綱の制定について」（平成28年4月15日付け警察本部長通達，以下「旧運用要綱」という。）により運用しているところであるが，報告に関する事項について見直しを行い，令和4年1月1日から施行することとしたので，誤りのないようにされたい。

なお，旧運用要綱は，令和3年12月31日限り廃止する。

## 別紙

### 広島県警察子ども見守りカメラシステム運用要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、広島県警察が設置する広島県警察子ども見守りカメラシステム（以下「子ども見守りカメラシステム」という。）の適正な管理及び効果的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 目的

子ども見守りカメラシステムは、子供を犯罪から守るため、通学路等における子供見守り活動を補完するとともに、犯罪の起こりにくい環境づくりを目的として設置する。

#### 第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 子ども見守りカメラシステム

子ども見守りカメラ及び映像記録装置をいう。

(2) 子ども見守りカメラ

子供の安全を確保する目的で、自主防犯活動団体の行うパトロールや子供の見守り活動を補完するため、通学路や公園等のポイントとなる地点を対象に設置する防犯カメラをいう。

(3) 画像

子ども見守りカメラにより撮影された画像をいう。

(4) 映像記録装置

画像を記録・再生・表示する装置をいう。

(5) 画像データ

画像を電磁的又は光学的方法により、媒体に記録したものをいう。

#### 第4 管理運用

子ども見守りカメラシステムの管理運用については、管理運用を受託した自主防犯活動団体（以下「自主防犯活動団体」という。）に委託することとし、その具体的運用については、自主防犯活動団体が別に定める子ども見守りカメラシステムに関する運用規程（以下「規程」という。）に定めるものとする。

## 第5 責任者

### 1 総括責任者及び同補助者

生活安全部生活安全総務課長は、総括責任者として、自主防犯活動団体と連携の上、子ども見守りカメラシステムの運用に当たるものとする。

生活安全部生活安全総務課課長補佐は、総括責任補助者として、総括責任者の指揮を受け職務を執行するとともに、総括責任者に事故あるときは、これを代行する。

### 2 取扱責任者及び同補助者

子ども見守りカメラシステムの設置場所を管轄する警察署長は、取扱責任者として、自主防犯活動団体との連絡調整に当たるものとする。

子ども見守りカメラシステムの設置場所を管轄する警察署の生活安全課長又は生活安全刑事課長は、取扱責任補助者として、取扱責任者の指揮を受け職務を執行するとともに、取扱責任者に事故あるときは、これを代行する。

## 第6 画像データの活用

画像データは、捜査機関から犯罪捜査目的で提供を求められた場合など、規程に定められた範囲内において活用するものとする。

## 第7 報告及び報告書の保存期間

取扱責任者は、子ども見守りカメラの運用状況について、別記様式「子ども見守りカメラシステム運用状況報告書」により半年ごとに総括責任者に報告するものとする。

なお、同報告書の保存期間は3年とする。

年 月 日

生活安全部生活安全総務課長 様

警察署長  
( 課)

子ども見守りカメラシステム運用状況報告書

年 上・下半期 の子ども見守りカメラシステムの運用状況は、次のとおりです。

区 分		件 数
データ保存件数		件
活 用 の 結 果	検 挙	件
	事後捜査	件
	そ の 他	件

注1 データ保存件数は、画像記録装置管理簿の使用目的欄の画像保存件数の合計

注2 活用の結果は、データ保存件数の内数

データ保存目的に係る罪名	
--------------	--

区 分	件 数
モニター業務件数	件

注 画像記録装置管理簿の使用目的欄のモニター業務件数の合計

新旧対照表

○広島県警察子ども見守りカメラシステム運用要領の制定について

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: right;">有効期間 5年 令和 3年 12月 23日</p> <p>各部長・参事官 様 各所属長</p> <p style="text-align: right;"><u>生活安全部長</u> (生活安全総務課)</p> <p>広島県警察子ども見守りカメラシステム運用要領の制定 について (通達)</p> <p>広島県警察子ども見守りカメラシステムについては、「広島県警察子ども見守りカメラシステム運用要綱の制定について」(平成 28年 4月 15日付け警察本部長通達, 以下「旧運用要綱」という。)により運用しているところであるが, <u>報告に関する事項について見直しを行い, 令和 4年 1月 1日から施行</u>することとしたので, 誤りのないようにされたい。 なお, 旧運用要綱は, <u>令和 3年 12月 31日限り</u>廃止する。</p> <p>第 1～第 6 略</p> <p>第 7 <u>報告及び報告書の保存期間</u> <u>取扱責任者は, 子ども見守りカメラの運用状況について,</u></p>	<p style="text-align: right;">有効期間 5年 平成 28年 4月 15日</p> <p>各部長・参事官 様 各所属長</p> <p style="text-align: right;"><u>警察本部長</u> (生活安全総務課)</p> <p>広島県警察子ども見守りカメラシステム運用要領の制定 について (通達)</p> <p>広島県警察子ども見守りカメラシステムについては、「広島県警察子ども見守りカメラシステム運用要綱の制定について(平成 23年 4月 1日付け広安安第 2号)」(以下「旧運用要綱」という。)により運用しているところであるが, 平成 28年度生活安全部組織再編に伴い, 旧運用要綱を一部改正し, 新たに別添のとおりとして, 本日から施行することとしたので, 部下職員に周知徹底し, 効果的な運用に努められたい。 なお, 旧運用要綱は, 本通達の施行をもって廃止する。</p> <p>第 1～第 6 略</p> <p>第 7 報告 子ども見守りカメラの運用状況については, <u>取扱責任者</u></p>	

改正後

別記様式「子ども見守りカメラシステム運用状況報告書」により、半年ごとに総括責任者に報告するものとする。  
なお、同報告書の保存期間は3年とする。

様式

別記様式

年 月 日

生活安全部生活安全総務課長 様

警察署長  
( 課)

子ども見守りカメラシステム運用状況報告書

年 上・下半期 の子ども見守りカメラシステムの運用状況は、次のとおりです。

区 分		件 数
データ保存件数		件
活 用 の 結 果	検 挙	件
	事後捜査	件
	その他	件

注1 データ保存件数は、画像記録装置管理簿の使用目的欄の画像保存件数の合計  
 注2 活用の結果は、データ保存件数の内数

データ保存目的に係る罪名	
--------------	--

区 分	件 数
モニター業務件数	件

注 画像記録装置管理簿の使用目的欄のモニター業務件数の合計

改正前

が把握し、総括責任者を通じて、半年ごとに警察本部長に報告するものとする。

様式

別添

年 月 日

警察本部長 様

警察署長  
( 課)

子ども見守りカメラシステム運用状況報告書

平成 年 上・下半期 の子ども見守りカメラシステムの運用状況は、次のとおりです。

区 分		件 数
データ保存件数		件
活 用 の 結 果	検 挙	件
	事後捜査	件
	その他	件

注1 データ保存件数は、画像記録装置管理簿の使用目的欄の画像保存件数の合計  
 注2 活用の結果は、データ保存件数の内数

データ保存目的に係る罪名	
--------------	--

区 分	件 数
モニター業務件数	件

注 画像記録装置管理簿の使用目的欄のモニター業務件数の合計

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 判 4 とする。

備考